

4 定員・給与の適正化

① 定員管理の適正化

平成11年4月1日～平成16年4月1日までの職員数の純減実績

基準日		H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	
職員数 (人)	普通会計	一般行政	4,607	4,573	4,447	4,331	4,314	4,298
		教育	1,433	1,436	1,421	1,380	1,340	1,317
		消防	889	887	886	883	888	891
		計	6,929	6,896	6,754	6,594	6,542	6,506
	公営企業等会計	1,840	1,812	1,878	1,932	1,884	1,846	
	合計	8,769	8,708	8,632	8,526	8,426	8,352	
純減数 (人)	普通会計	一般行政		34	126	116	17	16
		教育		3	15	41	40	23
		消防		2	1	3	5	3
		計		33	142	160	52	36
	公営企業等会計		28	66	54	48	38	
	合計		61	76	106	100	74	

平成11年4月1日～平成16年4月1日までの純減数と純減率

部門		純減数	純減率
普通会計	一般行政	309 人	6.7 %
	教育	116 人	8.1 %
	消防	2 人	0.2 %
	計	423 人	6.1 %
公営企業等会計	6 人	0.3 %	
合計	417 人	4.8 %	

平成17年4月1日～平成22年4月1日までの数値目標の基本的な考え方

平成17年3月の12市町村との合併や10月の1町との合併を踏まえ、合併のスケールメリットを活かすとともに、50歳代のいわゆる「団塊の世代」が平成19年度から定年を迎えることから、計画的な定員の適正化を図るものとする。

平成17年4月1日～平成22年4月1日までの数値目標の設定の仕方

平成19年4月に、政令指定都市移行に向けての準備を進めていることから、平成17年4月1日現在で、先行の100万人程度以下の政令市と比較して、普通会計部門で超過している500人の純減に努めるものとする。

平成17年4月1日～平成22年4月1日まで定員適正化計画（数値目標）

年度		H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	
職員数 4月1日 採用者含む	普通会計	一般行政	4,186	4,193	4,142	4,054	3,963	3,863
		教育	1,317	1,306	1,277	1,235	1,176	1,119
		消防	886	907	907	907	907	907
		計	6,389	6,406	6,326	6,196	6,046	5,889
	公営企業等会計	1,808	1,696	1,681	1,671	1,656	1,648	
	合計	8,197	8,102	8,007	7,867	7,702	7,537	
採用者数		175	175	220	215	225		
退職者数		270	270	360	380	390		
純減数 (年度内)	普通会計	一般行政		7	51	88	91	100
		教育		11	29	42	59	57
		消防		21	0	0	0	0
		計		17	80	130	150	157
	公営企業部門		112	15	10	15	8	
	合計		95	95	140	165	165	

平成17年4月1日～平成22年4月1日までの純減数と純減率

部門		純減数	純減率
普通会計	一般行政	323 人	7.7 %
	教育	198 人	15.0 %
	消防	21 人	2.4 %
	計	500 人	7.8 %
公営企業等会計		160 人	8.8 %
合計		660 人	8.1 %

② 給与の適正化

(給料表の運用, 退職手当, 特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

項目名		平成17年度現在の制度の国準拠状況, 国準拠でない場合の適正化の取組み予定	
1	高齢層職員の昇給停止状況 (55歳昇給停止が適性)	国準拠(経過措置中)	
2	不適正な昇給運用の状況(退職時特別昇給, 一斉昇短等)	国準拠 退職時特別昇給の廃止(H17.2) 職務に適合しない昇給運用の廃止(H17.4)	
3	級別職務分類表に適合しない 級への格付けの有無	国準拠(H17.4実施済)	
4	退職手当の支給率国準拠状況	国準拠(H16.4実施済)	
5	諸手当の総点検		
	(1)特殊勤務手当の状況	(手当数)	(手当名・見直し等予定年度)
	国の特殊勤務手当 の支給基準に準じて いない手当	7	道路等管理作業手当, 行旅病人取扱手当 (以上2手当, H18.4廃止) 夜間特殊業務手当, 用地等交渉手当, 接触手当, 除雪作業等従事手当 (以上4手当, H18.4 日額化・支給要件等見直し) 潜水手当 (H18以降見直し)
	他の手当又は給料 で措置される勤務 内容と重複してい ると思われる手当	8	理学療法士等手当 (以上1手当, H18.4廃止) 言語訓練業務手当, 接触手当 (以上2手当, H18.4 日額化等の見直し) 賦課徴収等業務手当, 滞納処分手当, 高所作業手当, 療育指導等業務手当, 精神保健福祉相談手当 (H18以降見直し)
	月額支給となっ ている手当(日額が 適当)	15	税務手当, 福祉施設業務手当, 療育指導等業務手当 (以上3手当, H17.4 日額化等の見直し) 変則勤務手当, 医師手当, 獣医師手当, ポンプ運転手当, 麻薬管理手当, 病院業務手当, 理学療法士等手当 (以上7手当, H18.4廃止) 言語訓練業務手当, 接触手当, 保健福祉調査手当, 福祉施設業務手当, 薬剤師手当 (以上5手当, H18.4 日額化等の見直し) 療育指導等業務手当, 精神保健福祉相談手当 (H18以降見直し)
	市固有事務に対応 する手当	15	診療所勤務手当 (以上1手当, H17.4廃止) 助産手当, 早出勤手当, 浄化槽検査手当, 通園等自動車運転手当, 夜間定時制課程勤務手当, 消防機関手当, 救助業務手当, 水上作業手当 (以上8手当, H18.4廃止) 診療手当, 清掃手当 (以上2手当, H18.4見直し) 解剖補助手当, 拘束手当, 緊急出勤手当, 有機りん製剤等取扱手当 (以上4手当, H18以降見直し)

項目名		平成17年度現在の制度の国準拠状況， 国準拠でない場合の適正化の取組み予定
5	諸手当の総点検	(手当名・見直し等予定年度)
	(2)その他の手当の 適正化	住居手当の国準拠(H17.4，経過措置中) 徒歩通勤者及び2km未満の交通用具使用者への通勤手当廃止 (H17.4) 斎場勤務者，野犬捕獲人の調整額について，職務内容や特殊性な などを考慮し，見直しを進めます。 (見直しは平成21年度末を予定)
6	技能労務職の給与	
	国や民間の同種のと の比較の実施	政令市移行を目的として，国，民間の給与情報の収集のしくみを検 討する。
	給料表の適正化	平成17年3月21日技能労務職俸給表を導入。 国，民間の給与情報を分析し，給与のあり方を含め検討する。
7	その他	

③ 定員・給与の公表

平成17年度の公表状況

項目名		平成17年度現在の状況
1	インターネットHPへの掲載 の有無	有(市独自様式)
2	国の公表様式への準拠	完全準拠(H18.3公表)
3	その他の媒体による公表の状 況	市独自様式で市報(H17.10.30号)に掲載